２０１３年ＪＭＲＣ西日本ジムカーナフェスティバルin中国

<<特別規則書>>

第1条　競技会の定義及び組織

2013年JMRC西日本ジムカーナフェスティバルin中国は、一般社団法人日本自動車連盟（以下JAFという）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその付則、スピード行事競技開催規定及び本競技会特別規則に従い、準国内競技として開催される。

第2条　競技会の名称

2013年JMRC西日本ジムカーナフェスティバルin中国

第3条　競技種目

ジムカーナ

第4条　競技会の格式

JAF公認　準国内競技　　JAF公認番号　2013―4032号

第5条　開催日程

2013年10月27日（日）

第6条　競技会開催場所

名　称：TSタカタサーキット　（コース公認No. 2013－I－3402）
所在地：広島県安芸高田市高宮町原田1378-3
電話：0826－59－0055

第7条　オーガナイザー

名称：ヒノデクラブ（HINODE・C）
代表者名：　貞井　隆司
所　在　地：広島市東区曙5丁目2－13
Ｔ　Ｅ　Ｌ：082－264－7710
協力：JMRC中部、JMRC近畿、JMRC四国、JMRC九州、JMRC中国　後援：JMRC中国ジムカーナ部会

第8条　大会役員

大会会長　　藤田　直廣（JMRC中国運営委員長）

第9条　組織委員会

組織委員長　　有田　光徳（JMRC中国ジムカーナ部会長）
組織委員　　菅野　秀昭（JMRC中部ジムカーナ部会長）
組織委員　　西森　啓祐（JMRC四国ジムカーナ部会長）
組織委員　　大西　　周（JMRC四国ジムカーナ副部会長）
組織委員　　貞井　隆司（JMRC中国ジムカーナ部会顧問）

第10条　競技会主要役員

1）競技会審査委員会

審査委員長　　岩根　つもる（JMRC中国審査部会）
審査委員　　西山　純一（JMRC近畿ジムカーナ部会長）
審査委員　　佐藤　　裕（JMRC九州ジムカーナ部会長）

2）競技役員

競技長　　永山　幸二
副競技長　　小西　努
コース委員長　　片岡　一司
技術委員長　　三宅　　晃
計時委員長　　小野　　守
パドック委員長　　飯田　光貴
救急委員長　　神田　昌明
事務局長　　有田　光徳

第11条　参加申込み及び参加費用

1）参加申込み場所及び問い合わせ先（大会事務局）

所在地：〒732-0045　広島市東区曙５丁目２－１３
名　　称：ブオーノプラス(有)ZIP’S事業部
担当者：貞井　隆司
TEL：082－264－7710　FAX：082－264－4050　E-mail：sadai@zips-dept.co.jp

2）参加受付期間

受付開始　　2013年9月24日(火)
締切日　　2013年10月4日(金)必着

3）最大参加台数

最大参加受理台数は140台とする。

4）提出書類

所定の参加申込書・車両改造申告書・出場選手カード・参加料明細書に必要事項を記入のうえ、競技参加者、競技運転者、サービス員が誓約文へそれぞれ署名のうえ、以下の参加料を添えて参加受付期間内に上記まで申し込むこと。ただし、銀行振込みを利用する場合、下記の指定銀行口座に入金後、上記申込先に参加申込書等を送付すること。なお、複数名分をまとめて入金した場合は参加申込書等もまとめて送付する事。

【銀行振り込用口座番号】

広島市信用組合　府中支店　店舗番号134
口　座　番　号　:0226847
口　座　名　義　:ジムカーナ　タカタ　貞井　隆司（さだい　たかし）

5）参加料

F地区￥22，000円／名
その他の地区￥20，000円／名

6）その他

・公開練習費用￥5，000円（10月26日（土）公開練習2本走行）
・サービス員登録￥1，000円／名（2日間有効）、登録人数の制限は行わない、ただし申込書にて氏名登録すること
・予備スペース登録￥3，000円（3m×6m、競技車隣接で提供する。但し参加者1名に付き1枠までとする。）
※予備スペースはスペースの関係上、SCDクラスのみとさせていただきます。
・サービスカー登録￥3，000円(乗用車・1BOX等で競技車隣接パドックスペースに駐車可能な車両に限る、参加者1名に付き1台までとする。）
※サービスカー登録はスペースに限りがあるため、①ダブルエントリーの選手②F地区の選手③NPNクラスの選手④BRクラスの選手という順番で希望にお答えできないことがあります。その場合の結果につきましては受理書にて通知し、受付時に返金させていただきます。
・積載車両登録￥1，000円／台。無料登録による過申込を抑止する為に有料とする。但し、この分は地区対抗賞金へ付加される。
※主催者より指定された場所に駐車してください。また、競技中は駐車場外へ移動することは出来ません。

第12条　競技会のタイムスケジュール

タイムスケジュールは保安上、もしくは不可抗力により変動する場合があり、その際は別途公式通知にて発表する。
■2013年10月26日（土）
ゲートオープン　6時00分
公開練習受付　7時00分～8時00分
公開練習コースオープン　7時10分～7時55分
公開練習ドライバーズブリーフィング　8時00分～8時15分
公開練習第1ヒート　8時30分～
公開練習コースオープン　第1ヒート終了後40分間
公開練習第2ヒート　第1ヒート終了50分後～
■2013年10月27日（日）
ゲートオープン　5時00分
公式受付　6時00分～6時50分
公式車検　6時10分～7時10分
コースオープン　6時50分～7時40分
開会式・ドライバーズブリーフィング　7時45分～8時15分
第1ヒート　8時30分～
コースオープン　第1ヒート終了後40分間
第2ヒート　第1ヒート終了60分後より
閉会式・表彰式　第2ヒート終了30分後より
※公式車検はドライバー本人又は登録されたサービス員が受けること
※ドライバーズブリーフィングへの出席は必須です

第13条　慣熟歩行
タイムスケジュールに従い、歩行にて行う。（例外を除く）

第14条　競技クラス区分（10クラス）
（NPN部門）FFおよびFRの2013年JAF国内競技車両規則第3編スピードPN車両規定に適合した車両および、同一車両型式の最も古いJAF登録年が2003年の1月1日以降の 2000cc以下のFFおよびFRのN車両規定に適合した車両（ただしRE車は排気量に関係なくNPN2クラスとする）
① NPN1クラス　1500cc以下の車両（S1500（中部）、N1．5（近畿）、1500cc以下のPN1車両等）
② NPN2クラス　1500ccを超える車両（PN2、PN3、PN2＋（中国）、1500ccを超えるPN1車両等）
（BR部門）一般ラジアルタイヤを使用した2013年JAF国内競技車両規則第3編スピードB車両規定に適合した車両
③ BR1クラス　前輪駆動の車両
④ BR2クラス　後輪駆動の車両
⑤ BR3クラス　4輪駆動の車両
※NPN部門、BR部門の使用禁止タイヤ一覧（下記及び海外メーカー製通称 S タイヤ・縦溝のみのタイヤ）
BS：520S・540S・55S・11S　DL：93J・98J・01J・02G・03G　TY：FM9R・08R・881・888　YH：021・032・038・039・048・050
（B部門）2013年JAF国内競技車両規則第3編スピード B 車両規定に適合した車両
⑥ BKクラス　1150cc以下の軽4輪のB車両
⑦ Lクラス　気筒容積を制限しないB車両（女性ドライバー限定）
（NSA部門）2013年JAF国内競技車両規則第3編スピードNまたはSA車両規定に適合した車両
⑧ NSA1クラス　前輪駆動の車両
⑨NSA2クラス　後輪駆動の車両
⑩NSA3クラス　4輪駆動の車両
（SCD部門）2013年JAF国内競技車両規則第3編スピードSCまたはD車両規定に適合した車両
⑪ SCDクラス　気筒容積を制限しないSC・D車両

第15条　参加資格
D，E，F，G，H各地区JMRCメンバーで2013年の各地区各シリーズに参加実績を有する者。

第16条　賞典（詳細は別途公式通知にて発表する）
1）全部門・全クラス
全部門・全クラス 1位～3位JAF賞・オーガナイザー賞（盾・賞金又は賞品）
4位～6位オーガナイザー賞（盾・賞金又は賞品）
※但し、各クラスの参加台数の1／2（小数点以下四捨五入）の範囲内とする。
2）特別賞
地区対抗戦賞金

第17条　その他の規則
2013年全日本ジムカーナジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則を適用する。但し、以下の条項については同統一規則の内容を一部追加・削除もしくは置き換えて適用する。（統一規則に関しては、JAF　HP参照）
第1条　本特別規則第1条から第13条に記載された内容に置換する。
第2条　削除する。
第3条　本特別規則第14条に置換する。
第5条　本特別規則第15条に置換する。
第6条2）　削除する。
第10条8）　削除する。
第16条1）「本大会SCDクラスを除く全てのクラスに参加する車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーの装着が強く推奨され、SCDクラスに参加する車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーを装着しなければならない。」に置換する。
第16条3）「全ての車両は、適用車両規則に応じた4点式以上の安全ベルトの装着を強く推奨する。」に置換する。
第17条　削除する。
第23条10）　削除する。
第28条　「全日本選手権競技会」を「本競技会」に置換する。
第29条　本特別規則第16条に置換する。

第18条　遵守事項
1）参加者及び競技運転者は参加車両及びその付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害及び会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何に拘わらず各自が責任を負わなければならない。
2）参加者、競技運転者、サービス員（ヘルパー含む）、ゲスト等の個人・団体は、JAF及び大会関係者（個人・団体）が一切の損害賠償の責任を免除されていることを了承しなければならない。
すなわち、大会役員、競技役員がその役務に最善を尽くすことは勿論であるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者、競技運転者、サービス員、ヘルパー、ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第19条　その他の事項
1）競技運転者は、競技に有効な保険（死亡 1,000 万円以上）の加入者又は、JMRC全国共同共済加入者又は、スポーツ安全保険加入者に限る。なお、大会受付時にその保険証書（コピー可）もしくは全国各地区JMRC共済カード等を呈示すること。
2）本特別規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
3）本特別規則発行後、JAFにおいて決定され公示された事項は全ての規則に優先する。

以上
大会組織委員会